

会議の名称	議会改革特別委員会 協 議 会	開催月日・令和8年4月9日 開会時間・午前・午後11時04分 閉会時間・午前・午後11時51分
出席者	安藤 誠 藤川 貴雄 堀 隆和 野口 佳宏 原 一郎 栗津 明	
欠席者		
オブザーバー	議長 後藤 國弘 副議長 安井 智子	
傍聴者		
説明のために出席した者	藤井議会事務局長 浅井議会総務課長 堀議会総務課長補佐 森議会事務局主任	
協議事項	○委員会及び会派について ○主権者教育について ○その他	

【開会＝午前 11 時 04 分】

安藤委員長

ただいまから議会改革特別委員会を開会します。栗津委員からは遅れて出席するというご連絡をいただいております。本日の協議事項はお手元に配付したとおりであります。

まず、前回の委員会で議長から提案がありましたが、議員定数削減や政務活動費の個人支給への変更などが令和 9 年度に予定されています。変更後の常任委員会の数や構成委員数について、また、会派のあり方や代表質問のあり方などについてご協議願います。ご意見などがございましたらご発言をお願いいたします。

後藤國弘議長

今日決めるというわけではありませんが、常任委員会と構成委員数ですね。今の常任委員会の形式でよいならばどういう人数にしていくか、または常任委員会自体の数を変更するかという検討に入ってくださいという意味ですので、まず常任委員会の議員構成についての話し合いから始めていただきたいと思います。

藤川委員

委員会は現在 18 名いるところを、仮に 17 名としますと、いくつかの案が資料の検討事項に示されていますが、3 常任委員会とする場合の丸 1 と丸 2 は、いずれにしてもアンバランスが生じることになろうかと思えます。3 常任委員会とする場合の一つ目は 5 人、6 人、6 人という割合になります。二つ目の案は 6 人、6 人、6 人ですが、1 人が重複して所属することになるため、アンバランスが生じます。

したがって、私としては 2 常任委員会とするほうが議会運営上やりやすくなるのではないかと思います。特に産業建設委員会については、議会の時期によっては議案が付託されないことも稀に起こっておりまして、委員会が所管する調査事務に偏りがあるのではないかと感じているところです。そういった役割のアンバランスを是正するという意味でも、2 常任委員会としてそれに委員を割り振っていくのがよいのではないかと思います。

ただ、ここに案が示されている 2 常任委員会とする場合の丸 1 ですが、9 人と 8 人となっておりますので、議長を除いて 8 人、8 人としてもよいのではないかと思います。

〔「議長は所属しないということはいけない」と呼ぶ者あり〕

藤川委員	<p>それならば 17 人ではなくて 16 人のほうがよいと思ってしまいましたけれども。それでは 9 人、8 人で 2 常任委員会制という方向に進めていただけたらと思います。</p>
堀委員	<p>他市議会を見てみますと、18 人や 20 人程度のところでは、3 委員会としているところが多いと思います。ですから、3 常任委員会とする場合の丸 1 の 5 人、6 人、6 人の 17 人ということですが、産業建設委員会は審議する内容が少ないということで、そこについては 1 人少ない 5 人でよいのではないかと思います。</p> <p>そして総務と民生については 6 人、6 人というところで今までどおりやっていくのが妥当かと思います。2 常任委員会にすると、やはり審議する議案も多くなりますので、人数で深めていけばよいかもしれませんが、2 よりも 3 のほうが議案数が少なくなるのは当然ですので、そのほうが審議内容が深まるというところから、私は 5 人、6 人、6 人という形でお願いしたいと思います。</p>
野口委員	<p>2 常任委員会に賛成です。産建は本当に議案が少ないので、総務か民生と一緒にするしかないのではないかとこのところでは、そうすると、やはり 2 常任委員会ですので、16 人のほうがよいけれども、17 人に決まってしまうました。まだ決まっていますが、特別委員会として方向性は決まりましたから、中途半端ではありますが仕方がないですね。2 常任委員会で私は十分だと思います。</p> <p>3 常任委員会よりも 2 常任委員会のほうが予算も削減されるというのは甘い考えでしょうか。他市議会でも 2 常任委員会は結構あると思います。17 人の規模で 2 常任委員会は妥当だと思います。</p>
原委員	<p>この資料にも書いてありますが、委員会の人数は一般的に 7 人から 8 人が最適とされています、となっております。3 委員会だと 5 人、6 人、6 人になりますので、2 常任委員会でよいと思います。</p>
議会総務課長	<p>先ほどの予算の関係でいいますと、行政視察の職員随行者の分、予算削減になります。</p>
安藤委員長	<p>栗津委員が到着されましたので説明いたしますと、現在は常任委員会の構成委員の数について協議しております。何かご意見はよろしいでしょうか。</p>

[発言する者なし]

安藤委員長

それでは、先ほど皆さんからご意見をいただきまして、藤川委員は2委員会、野口委員も2委員会、原委員も2委員会ということで、堀委員が3常任委員会ということで、次期委員会へ引き継ぐことにいたします。

次に、代表質問について何かご意見がございましたらお願いいたします。

藤川委員

資料を見ながらお話しさせていただきたいと思いますが、この委員会で協議することは会派のあり方ではないかなと思います。会派のあり方で論点となるのは、一人会派を認めるか、質問内容を限定するか、時期を限定するかという三つの論点があるかだと思います。大きく一人会派を認めるか認めないかというところから協議しまして、一人会派を認める、認めないというところからさらに派生する協議事項として、交渉会派という考え方がございます。

一人会派を認めないということになれば当然、複数会派は交渉会派になるという取扱いになって、では交渉会派というのはどんな会派なのか、一人会派と何が違うのかということも考えていく必要があるかだと思います。交渉会派に認められている権利や権限など、そういったところでですね。

さらに代表質問と一般質問についてお話をしますと、まず一般質問と代表質問は内容が違うようです。代表質問は資料にあるとおり、会派を代表して市政の運営方針や主要な課題など政策レベルの質問が中心となります。それに対して一般質問は、議員個人が市政全般について事務の執行状況や事業の将来の方針などを質問するというところで、意味合いが少し異なるようです。

そういう意味では、一人会派の方が一人会派で質問しようとする、今の状況ですと自動的に代表質問せざるを得ない状態になってしまっていて、内容としては一般質問のことを聞きたいのに、政策レベルの質問をせざるを得ないというように限定されてしまうのではないかということもあります。どちらかということ一般質問のほうが幅広く質問ができるということから、一人会派の方は一般質問で質問されたほうがより幅広く質問ができるということではないかと考えます。したがって、一人会派のほうが代表質問ではなくて一般質問をできるようにするという意味か

堀委員	<p>らも、交渉会派という制度を設けて、複数以上の議員が所属する会派を交渉会派とし、その交渉会派が代表質問をできる、一人会派は一般質問となるという取扱いがよいのではないかと考えます。</p> <p>そもそも代表質問と一般質問が今回この議題に出されたということはどういうことかということで説明をお願いいたします。どこからどういうふうに派生したかという、今までこういうことについて審議していないと思いますのでお願いいたします。</p>
安藤委員長	<p>これについては先ほども申し上げましたけれども、議長からの提言があって協議しております。</p>
後藤國弘議長	<p>基本的に代表質問と一般質問はここで定義してあるようなものがあるということがまず一般的でありまして、各市議会の様子を見ますと、代表質問のあり方と一般質問のあり方が分かれている議会も結構あります。</p> <p>代表質問でやれる質問と一般質問でやれる質問と、分けているということです。それから代表質問がどの時期にどれを対象にどういう人たちができるのかということも決めている市議会もありますので、一人会派がたくさん出てきたので、この辺りはきちんと分けたほうがよいと思ひまして協議をお願いいたしました。</p>
堀委員	<p>私は代表質問といいますと、例えば3月議会に市長の施政方針に従ってそれについて問いただすということだと思ひます。人数の多いところ、今回資料をいただいたような例えば熊本市は48人議員がいますよね。また、福知山市は24人くらいでしょうか。大きい市、岐阜市や大垣市などのようなところは時間の関係などで全員が質問できません。</p> <p>なので代表質問でやって、あとの一般質問は順番などで本当にやれる人数だけやるということになっていると思ひます。しかし、羽島市は18人ですので、3日間で今回もやりました。ですから十分できると思ひます。18人であれば議長を除いて17人は全員できると思ひます。</p> <p>それから内容について、県議会や国会などは例えば総理や知事などが施政方針を30分、40分、長ければ1時間以上やります。それについて施政方針について質問することにはなると思うのですが、小さい市ですとそれほどではありません。羽島市も市長が30分も50分も施政方針を述べ</p>

られるわけではありませんので、それについて、それだけの内容があるかということです。ですから、やはり状況で一人会派と2人以上を分けずに、今の形で何も不自由はないと思います。そんな形式に囚われることはないと思いますので、なんとか今の状況でやっていけたらと思います。

もう1点、なぜ言うかといいますと、私も質問をしておりますが、病院や道路について何回もやっております。そして看護大とバローの間の企業誘致も何回もやっております。しかし、一向に進展しないということです。病院ですともう10年くらい前からやっているつもりです。しかしほとんど進展せず、今回、方針のようなことが出ましたが、今まではその方針も質問に足るような方針ではなかった、施政方針を元にして質問するというものでなかったというところからそのようになっていると思います。

ですから、代表質問などを分けることによって、執行部のほうも苦しくなるのではないかと思います。我々も無理して質問することになりますので、私は現状のままでお願いしたいと思います。

藤川委員

先ほど堀委員の発言の中で、人数が多い市議会は全員が質問できないというお話がありましたが、それは本当なのでしょうか。実際に人数制限がかかっているとか、全員が質問させてもらえないようなルールになっている議会があるのでしょうか。その事実関係だけ確認したいです。

堀委員

それについては調査しておりません。例えば県議会は40人ほどいらっしゃいます。しかし、私の見ている限りでは何日間も40人がやっているわけではないと思います。熊本市も48人ほど議員がいらっしゃるということで、推測からそのようになるということで発言いたしました。

藤川委員

議会として議員の人数が多いから全員ができませんというルールを課しているわけではないとは思いますが。全員がやろうと思えばできるというルールになっていないといけませんので、人数が多いからできるできないということではなく、単に通告しているかしていないかという違いではないかと思います。それが羽島市議会の代表質問のあり方を検討するに当たって参考にできる内容ではないと思いますので、羽島市議会として代表質問とはどうあるべきか、一般質問とはどうあるべきかという定義の中で、一人会派の方は代表質問を強制されている状態なのです。

	<p>一般質問ができない状態です。代表質問を強制された状態ですので、不都合が出ないかというのが先ほど私が述べた意見であります。</p>
<p>粟津委員</p>	<p>代表質問と一般質問の違いということで、市政全般のことは代表質問ではできないのでしょうか。これまで何か不都合なことがあったのでしょうか。議長、代表質問で不都合なことがあったのでしょうか。</p>
<p>後藤國弘議長</p>	<p>不都合とかそういうことではなくて、基本的には代表質問とはこういうものです、それから一般質問とはこういうものです、ということで、代表質問と一般質問は分かれていると思うのですよね。その違いがなければ、代表質問をなくして全て一般質問にするならばそれでもよいですし、代表質問と一般質問が分かれている以上はその違いをはっきりしなければいけないということです。一人会派を会派と認めていくのであれば全員が会派の代表として質問する。これが少し曖昧になってきているので、その辺りを議論してくださいというお願いです。</p> <p>一般質問ができないのではないかとか、そういうことではなくて、一般質問でよければ代表質問をなくしてもよいと思えばそれはそういう考え方でしょうし、代表質問がある以上、代表質問は運営方針や将来の見通しなど政策レベルの質問が一般的なので、それに関しての質問に限定する考え方もあると思います。これは議論の中で決めていただきたいと思っております。</p>
<p>堀委員</p>	<p>私の場合、かなり長いこと一人会派ですので、代表質問を皆さんがどうされているかということについては十分承知していない面もあります。やはり一人会派まで代表質問をするとなりますと、今の場合一人会派は半分くらいありますでしょうか。そうするとやはりそれだけの内容、10人が代表質問で施政方針について質問するとなりますと、同じことになるのではないかと思います。</p> <p>ですから、やはり一般質問という形で代表ではなく、順番も回ってくるのは人数の多い会派からですので、一人会派になるともう質問したいことが先に終わっているというようなところもあります。なんとか今のままの状態がよいのではないかと思います。それから先ほどいいましたように、施政方針の内容もそれほどあるわけではないと思っておりますので、今の状況でよいのではないかと思います。</p>

安藤委員長	<p>今の状況ですと、代表質問をやってから一般質問になります。代表質問は色々なことを聞けないのです。一般質問にしたら広く聞けるので、なくしたらどうかという議長からのご提案ですけれども。</p>
堀委員	<p>そうすると一人会派でも代表質問ではないというところで、一般質問をやるところがあるということですね。それならばそのほうがよいですね。</p>
後藤國弘議長	<p>これは定義の問題で、代表質問をもしきちんと分けるのであれば、例えば一人会派は今回代表質問をやりません、一般質問にしますとか、そういう選択も今後あり得るかと思えます。代表質問と一般質問の定義をまず議論していただいて、代表質問は、例えば予算を決定する議会は代表質問をやりませけれども、あとは一般質問にしますといった、そういう定義の問題をまずやってもらわないと、おそらく一人会派をどうするのかはその後の話になってくると思えます。</p>
粟津委員	<p>全く意味が分からないのですが、今まで問題が起きていたわけではなかったと思うのですが、代表質問ではこういう質問をしたら駄目だというようなことはなかったわけですね。</p>
後藤國弘議長	<p>違和感はありました。代表質問でやる質問ではないのではないかという。</p>
粟津委員	<p>例を挙げてもらわないと全く分かりません。</p>
野口委員	<p>議長は言いづらいのしょうから私があえて言うと、代表質問で質問しているけれども、その質問内容が数字を聞いたり、例えば自治会加入だったら加入率はどうですかとか、そういう質問しかしていない会派がいらっしゃる。政策レベルでしっかり話していない、提案していない会派が多いからこういうことになっているのしょう。私もこの資料を見させていただいて、会派の代表をやっていますけれども、代表質問のレベルまで達していないなと思えました。</p> <p>しかも代表質問に集中してしまうと質問の内容が被ってしまうのですよ。同じ話ばかりで、毎定例会最初のほうだ</p>

け病院のことや総合計画の話、その他諸々全く同じですからこれを議論しているのですよね。聞いていて私もそう思います。これについてはまた持ち越しでしょうか。

〔「本日決定はしません」と呼ぶ者あり〕

野口委員

よい議論だと思いますし、そういう問題があるという認識で私はおります。議長は優しいから言われませんが、実際に質問を聞いていても、議事録を読んでも全く同じ質問です。「繰り返しの答弁になります」と行政側が言うくらい同じです。提案もしていないわけで、数字だけ聞いたり、そういうことがあります。ですから代表質問に関しては、やる会派を減らしてコンパクトにしていくのかどうかという議論で、数字を聞いて今後どうしていかなければいけないかという議論に関しては一般質問でもよいという話ですよね。そういう議論の方向性ですよね。

結局、結論としては丸1から丸6のどれがよいですかという話なんですか。

堀委員

少し質問ですが、この1から6というのは代表質問について書いてあるのでしょうか。全ての質問について書いてあるのでしょうか。1から3は一人会派を認めます。4から6は一人会派を認めない、2人以上になりなさいということの意味しているのか。

藤川委員

まず、資料の説明を願います。一人会派を認めるということと認めないということ、どう違うのか。一人会派を認めるということは会派として扱うということです。1人でも会派として扱うことになると、当然代表質問をするということになるので、一般質問はできない、代表質問をしなければいけないということになっていきます。一人会派を認めないということになると、会派としては存在しないことになるので、無会派という扱いになるのではないかと思います。

次に、質問内容を限定するのか自由なのかというところが出てくるので、これはおそらく代表質問と一般質問の定義を明確に分けるのか、それとも分けないのかというところ、そういうことを意味しているのではないかと思います。

時期については、内容を見ていきますと予算や決算も入るのでしょうか。代表質問ができる議会とできない議会に分けるという意味ではないかと思いますが、この辺り、も

議会総務課長補佐	<p>う少し詳しく資料の説明を願いたいと思います。</p> <p>基本的には先ほど議長が言われたとおりですが、まず令和9年度から政務活動費の関係で個人支給に変わります。そうしますと、これまで政務活動費の支給を受けるために1人でも会派を結成していたという経緯から、個人支給になったときに会派を名乗らなくても政務活動費は支給できるという形に変わります。まずそういったところから、それぞれの議員が会派の結成をするのか、というところが一つ目です。</p> <p>他市議会を見ますと、会派は複数人以上と規定している議会も結構あるという形で、一人会派を認めていない市議会もあります。そちらの関係についても、会派を名乗るということを辞書で調べますと「同じ考えを持つ集団」のような書き方がしてありますので、1人でそれがそのまま会派という名前によいのかというところから始まっています。一人会派としてそれをきちんと分けようと、認めるなら認める、認めないなら認めないというところから出発しております。</p> <p>質問内容については、これまでの議論のとおり、代表質問と一般質問を内容的に変えている市議会も結構あるというところから、内容について代表質問はこういうもの、一般質問はこういうものという定義をきちんと分ける、限定するというのが定義として決められれば、限定されるということになります。</p> <p>また、時期についても先ほどの議論のお話の中にもありましたが、それほど施政方針を毎回聞けるわけでもないというところから、時期を限定する、翌年度に向けた予算を取るための方針の提言であり、その辺りのことができるように3月、9月と決めているところ、3月だけにしているところなど色々な市議会があります。こちらのほうも通年ではなくそのように決めるのか、いつでもできるようにするのかというところも分かれてくるのかなということで、この6種類に分けさせていただいております。</p>
堀委員	<p>1から6の6種類ということですが、一人会派を認め、内容と時期ともに限定せず、を作っていただきたいです。今までどおりということです。</p>
原委員	<p>私自身は小規模会派でも色々な意見や思いがありますので、そういった色々な意見を拾い上げるには、一人会派も</p>

藤川委員	<p>あってもよいとは思っております。</p> <p>時期を限定するかしないかというお話をまずさせていただきます。先ほど9月とか3月というお話がありましたが、12月も予算編成方針などをどうしていくか聞くことがあるので、そのときは代表質問に当たるのかなと思います。一般質問として出しておいて内容が代表質問の場合は、定義と違うのではないかということになってしまいますので、時期について限定しすぎるとやるべき質問ができなくなる可能性があると思いました。</p> <p>会派のあり方ですが、一人会派を認めるか認めないかという選択肢があります。認めた場合にもさらに一人会派も含めた会派の中から交渉会派、例えば会派代表者会議に出席できるできないとか、代表質問ができるできないとか、交渉会派となることによる権限というのでしょうか、できること、できないことを分けるという考え方もあるのではないかと思います。交渉会派、一人会派、無会派のこの3段階で考えていってもよいのではないかと考えます。</p>
安藤委員長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>[発言する者なし]</p>
安藤委員長	<p>この事項については、本日の委員の皆様のご意見をまとめ、次期委員会への引き継ぎ事項にしたいと思っております。よろしいでしょうか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
安藤委員長	<p>では、次期委員会へ引き継ぐことにいたします。</p> <p>次に、主権者教育についてであります。前回の委員会で主権者教育について羽島市議会が取り組む内容を協議し、出前講座と議場見学に取り組むことと決め、あとは広報広聴委員会で実施手続や方法などを協議していただき、進めてもらう方向となりましたが、ほかに何か取り組む内容がありましたらご発言をお願いいたします。</p>
堀委員	<p>学校のカリキュラムに合わせて教科担任がどうするかということや、バスの手配や歩いてくるのかなど色々なところがあります。今までどおり学校のほうから要望があったら見学や出前講座などをやる程度で、特に市議会のほうか</p>

議会総務課長補佐	<p>ら動かなくてもよいのではないかと思います。</p> <p>以前にも話が出ましたように、見学に来たときに居眠りしている議員がいるということがあっては品位をなくしてしまいますので、やはり学校の主体性に任せてやるというところでよいのではないかと思います。</p> <p>主権者教育を議題に上げさせていただいているのは、全国市議会議長会もそうなのですが、全国的に主権者教育を進めなさいと国が言っている中で、1番近い議会も一生懸命やりなさいということ国から言われているのです。ですから、これまでどおり議会として待っているだけの状態であれば推進でも何でもないわけです。やはり推進していくためには議会から主権者教育を推進していく姿勢を見せない、国からの通知に対して何もしなかったということが最終的な結論になってしまいますので、是非ともこの辺りは積極的に進めていただきたいと思います。</p>
野口委員	<p>確認ですが、依頼があったら広報広聴委員会で対応していくという話でよかったですよね。それならば、見学を受け付けるフォームの設置などでよいのではないのでしょうか。それは推進に当たらないのでしょうか。</p>
藤川委員	<p>こちらが積極的に発信して働きかけていく姿勢が大事だということですが、現に羽島市議会としては市民との意見交換会をやっています。例えば案内がホームページや議会だよりなどに載るのですが、より主権者教育が必要とされる年代にも目に届きやすい広報をすること、そこで意見交換会への参加を呼びかけるということも、こちらからアプローチする姿勢になるのではないかと思います。</p> <p>参加したいかしたくないかは先方の意向によるので、強制的に集めて何かするという事は難しいと思うのですが、少しでもそういう方々が参加しやすくなるような、あるいは情報に触れられるようなことを働きかけていってもよいのではないかと考えます。例えば意見交換会のテーマと案内を学生向けのものにするとか、学校に案内を流すとか、そういった働きかけはしてもよいと考えます。</p>
安藤委員長	<p>ほかにご意見はございますか。</p> <p style="text-align: center;">〔発言する者なし〕</p>

安藤委員長	<p>よろしいでしょうか。では主権者教育の取組方法は、見学、出前講座、受付フォームの設置、市民と語る会を利用して主権者に向けたテーマをご案内するという事で、議長にご報告をしたいと思っております。よろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
安藤委員長	<p>その他について、何かございますか。</p> <p>〔発言する者なし〕</p>
安藤委員長	<p>議長、何かございますか。</p> <p>〔発言なし〕</p>
安藤委員長	<p>副議長、何かございますか。</p> <p>〔発言なし〕</p>
安藤委員長	<p>本日の協議事項は以上となります。これで本日の議会改革特別委員会を終了いたします。ご苦労様でした。</p> <p>【閉会＝午後 11 時 51 分】</p>